

議案第 1 1 号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

◇鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正され、授与に必要な科目区分の変更が行われたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 教育職員免許法の科目区分の変更に伴い、県規則の別表で規定されている授与に必要な単位の科目名等の変更を行う。
- (2) 免許状の授与申請に必要な様式の中の元号の表記を削除する。
- (3) 普通免許状の授与の出願及び普通免許状に係る教育職員検定の出願について定めた規定中引用する教育職員免許法の条項を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(普通免許状の授与の出願)		(普通免許状の授与の出願)	
第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。		第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。	
1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状	ア・イ 略 ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。） <u>第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号</u> の規定の適用を受ける者にあっては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書 エ～カ 略	1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状	ア・イ 略 ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。） <u>第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号</u> の規定の適用を受ける者にあっては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書 エ～カ 略
略		略	
7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	略	7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	略
略		略	
(普通免許状に係る教育職員検定の出願)		(普通免許状に係る教育職員検定の出願)	

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

略	
4 免許法附則第17項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第17項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略
5 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

略	
4 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略
5 免許法附則第19項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略

第2条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の1及び2を次のように改める。

1 2又は3に規定する者以外の者

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数						
		合計単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
幼稚園教諭	1種免許状	6	40	4		19	5	
		7	35	3		17	5	
		8	30	3		15	4	
		9	25	2		13	4	
		10	20	2		11	3	
		11	15	1		9	3	
	2種免許状	7	40	4		27		
		8	35	4		24		
		9	30	3		21		
		10	25	3		18		
		11	20	2		15		
小学校教諭	1種免許状	6	40		4		19	5

	許状	7	35		3		17	4
		8	30		3		15	4
		9	25		2		13	3
		10	20		2		11	3
		11	15		1		9	2
	2種免許状	7	40		4		26	2
		8	35		3		23	2
		9	30		3		20	2
		10	25		2		17	1
		11	20		2		14	1
		12	15		1		11	1
	中学校教諭	1種免許状	6	40		9		15
7			35		8		14	3
8			30		7		12	3
9			25		6		10	3
10			20		5		8	3
11			15		4		6	2
2種免許状		7	40		9		19	4
		8	35		8		17	3
		9	30		7		15	3
		10	25		6		13	2
		11	20		5		11	2
		12	15		4		9	1
高等学校教諭	1種免許状	6	40		9		11	7
		7	35		8		10	7
		8	30		7		9	6
		9	25		6		8	5
		10	20		5		7	4
		11	15		4		6	4

2 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数						
		合計単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
幼稚園教諭	1種免許状	4	20	2		11	5	
		5	15	1		9	3	
小学校教諭	1種免許状	4	20		2		11	4
		5	15		1		9	3
中学校教諭	1種免許状	4	20		5		8	3
		5	15		4		6	2
高等学校教諭	1種免許状	4	20		4		6	7

論	許状	5	15	4	5	5
---	----	---	----	---	---	---

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第23条関係）

受けようとする免許状の種類		在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数			
			合計単位数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
養護教諭	1種免許状	4	15	7	5	1
		5	10	6	4	
	2種免許状	7	25	12	7	2
		8	20	10	6	1
		9	15	8	4	1
		10	10	6	2	

別表第3（第23条関係）

受けようとする免許状の種類		在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数			
			合計単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
栄養教諭	1種免許状	4	35	27	2	6
		5	30	23	2	5
		6	25	19	2	4
		7	20	16	1	3
		8	15	11	1	3
		9	10	7	1	2

別表第4の1及び2を次のように改める。

1 領域又は教科に関する専門的事項に関する科目

受けようとする免許状の種類		修得することを必要とする最低単位数	内容
幼稚園教諭	1種免許状及び2種免許状	1以上5以下	免許法施行規則第2条第1項の表備考第1号に規定する領域に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について、1単位以上
小学校教諭	1種免許状及び2種免許状	1以上5以下	免許法施行規則第3条第1項の表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について、1単位以上
中学校教諭	1種免許状及び2種免許状	10	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科（職業実習に係る免許状にあつては、職業の免許教科）の種類に応じ、それぞれに定める科目（以下「中学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目」という。）について、それぞれ1単位以上

		3以上9以下	中学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の科目について、それぞれ1単位以上
高等学校教諭	1種免許状	10以上50以下	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる免許教科（看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習に係る免許状にあつては、それぞれ看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の免許教科）の種類に応じ、それぞれに定める科目（以下「高等学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目」という。）について、それぞれ1単位以上
		3以上9以下	高等学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の科目について、それぞれ1単位以上。ただし、高等学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目の数が2以下の免許教科にあつては、1以上の科目について、1単位以上

2 養護に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容									
		衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	栄養学（食品学を含む。）	解剖学・生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	
養護教諭	1種免許状	8	1単位以上	1単位以上	2つの科目について、それぞれ1単位以上				2単位以上		
		7	1単位以上	1単位以上	1単位以上				1単位以上		
		6	3つの科目について、それぞれ1単位以上								
		4	2つの科目について、それぞれ1単位以上								
	2種免許状	14	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上		5単位以上		
		12	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上		4単位以上		
		8又は10	1単位以上	1単位以上	1単位以上				3単位以上		
		6	3つの科目について、それぞれ1単位以上								
	4	2つの科目について、それぞれ1単位以上									

別表第4の4及び5を次のように改める。

4 栄養に係る教育に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容
---------------	-------------------	----

種類		る最低単位数	
栄養教諭	1種免許状		2 免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する科目
			1 の中から修得すること。

5 保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭

受けようとする免許状の種類	修得すること を必要とする 最低単位数	内容		
		教育の基礎的理解に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼稚園教諭	1種免許状	20	3単位以上	7単位以上
		17又は19	3単位以上	6単位以上
		12以上15以下	2単位以上	6単位以上
		9又は11	2単位以上	5単位以上
		7	1単位以上	3単位以上
	2種免許状	30	6単位以上	14単位以上
		24以上27以下	5単位以上	12単位以上
		18又は21	4単位以上	10単位以上
		12又は15	3単位以上	7単位以上
		9	2単位以上	5単位以上
小学校教諭	1種免許状	21	3単位以上	9単位以上
		17又は19	3単位以上	8単位以上
		13又は15	2単位以上	7単位以上
		9又は11	2単位以上	6単位以上
		7	1単位以上	4単位以上
	2種免許状	29	6単位以上	18単位以上
		26	5単位以上	16単位以上
		20又は23	4単位以上	13単位以上
		14又は17	3単位以上	10単位以上
		11	2単位以上	6単位以上
中学校教諭	1種免許状	16	3単位以上	9単位以上
		14又は15	3単位以上	8単位以上
		10又は12	2単位以上	7単位以上
		6又は8	2単位以上	4単位以上
		5	1単位以上	3単位以上
	2種免許状	21	6単位以上	8単位以上
		17又は19	5単位以上	8単位以上
		13又は15	4単位以上	6単位以上
		9以上11以下	3単位以上	5単位以上

								及び方法	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	10			7	1	2	
	中学校教諭普通免許状	1	9			7		2	
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	11	7		2		2	
		2	8	5		1		2	
	高等学校教諭普通免許状	1	6			1	1	1	3
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1	9			1		2	6

様式第7号の3を次のように改める。

様式第7号の3（第7条関係）

<本人記載不可>

幼稚園教諭免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書	
1 勤務者氏名及び生年月日	
氏名	_____
	_____年 _____月 _____日生
2 勤務した期間等	
勤務期間：	_____年 _____月から _____年 _____月
勤務しなかつた期間	_____年 _____月から _____年 _____月
実労働時間：	_____時間
3 勤務成績（該当するものにチェックをすること）	
	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良
4 施設の概要	
施設名：	_____
	※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記入すること。
認可等年月日：	_____年 _____月 _____日
	※認定外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。
所在地：	_____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設長

印

実務証明責任者

印

備考1 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書を作成すること。

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第3号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設を設置者が行うものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。